

- られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
3. 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第16章 環境調査

16-1 環境調査

環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいうものとする。

16-2 調査の方法

前条の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記11」の環境調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- （1）騒音測定結果一覧表
- （2）振動測定結果一覧表
- （3）井戸調査表

第17章 事業認定申請図書等の作成

17-1 事業認定申請図書等の作成

1. 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。
 - （1）事業認定申請図書の作成
 - （2）裁決申請図書の作成
 - （3）明渡裁決申立図書の作成
2. 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（事前審査のための資料を含む。）を作成することをいうものとする。
3. 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいうものとする。
4. 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいうものとする。

17-2 事業計画の説明

事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員から説明を受けるものとする。

17-3 現地踏査

事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査

を行うものとする。

17-4 起業地の範囲の検討

1. 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。
2. 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

17-5 事業認定申請図書の作成方法

1. 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記12」の事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

17-6 事前審査用資料の作成方法

発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

17-7 事前審査用資料の提出

受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

17-8 本申請図書の作成

事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

17-9 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出

裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに調査職員に当該成果物を提出するものとする。

第18章 物件調書の作成

18-1 物件調書の作成

受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書を作成するものとする。

第19章 保安林解除等申請図書の作成

19-1 保安林解除等申請図書の作成

1. 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいうものとする。